～「島本町認知症高齢者等見守りネットワーク」にご協力をお願いします～

島本町　健康福祉部　高齢介護課

（令和５年６月改訂版）

◆認知症による行方不明者の現状

警察庁の発表によると令和４年中に届出のあった認知症による行方不明者は全国で１８，７０９人に上ります（※警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和４年における行方不明者の状況」から）。これは全体の行方不明者の約２割に相当する人数となっており、年々増加傾向にあります。

また、これらは、あくまでも警察への届出があった数字であるため、実際には、さらに多くの方が認知症等により行方不明となっていると考えられます。

※島本町でも、町が把握しているだけで例年、数例から数十例の認知症と疑われる方の一時的な行方不明（ひとり歩きを含む）ケースが発生しています（令和４年度は１７件）。

ほとんどのケースはすぐに警察や家族・介助者等により発見・保護されており、認知症高齢者等見守りネットワークを通じて町から協力機関に捜索依頼をさせていただいたケースは、平成２８年度の運用開始以降、７件ございました。

◆大阪府実施の行方不明実態調査の結果から

大阪府では、府内の各市町村に対し、認知症等高齢者の行方不明の実態把握のための調査を行っています。この調査によると、次のような結果が出ています。

これらの調査結果から分かるのは、自宅の周辺で行方不明になることが多く、地域での見守り体制が構築されていれば、自宅周辺で当日もしくは翌日中に発見・保護できる可能性が高まるということです。

●大阪府福祉部高齢介護室介護支援課「令和４年度認知症等高齢者行方不明実態調査の結果について」から抜粋

行方不明になった時の状況

Q. 行方不明になった場所はどこか

図4 行方不明になった場所

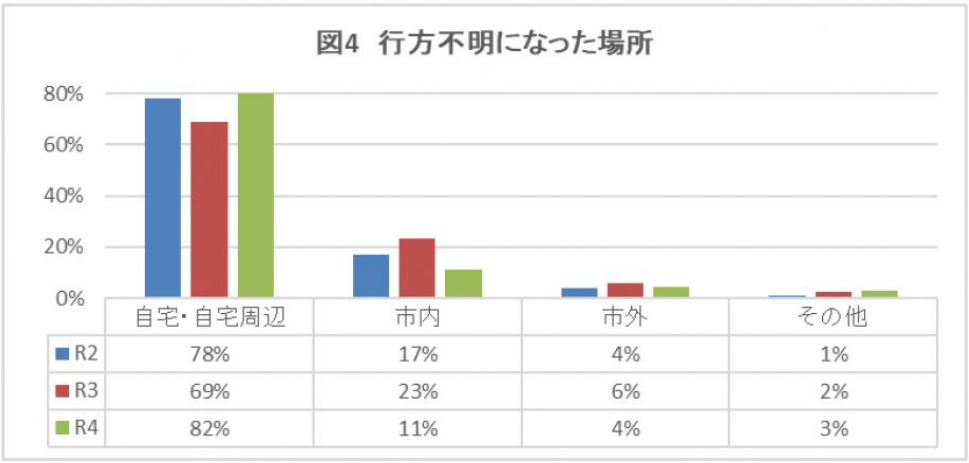

	自宅・自宅周辺	市内	市外	その他
R2	78%	17%	4%	1%
R3	69%	23%	6%	2%
R4	82%	11%	4%	3%

・自宅・自宅周辺で行方不明になるケースが82%を占めており、家族や近隣の見守りが重要である。

※ﾊﾟｰｾﾝﾄの算出にあたっては不明を除外。

発見された時の状況について

Q．発見されるまでにかかった日数はどのくらいか

図5　行方不明から発見までの日数

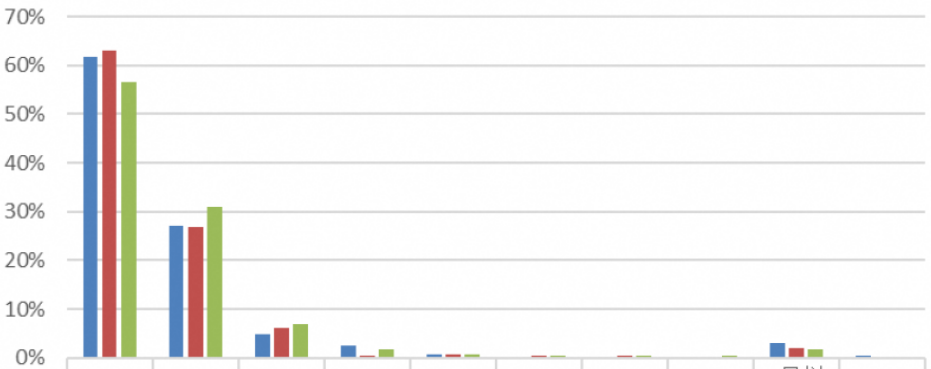

	当日	翌日	二日後	三日後	四日後	五日後	六日後	七日後	8日以上	2ヶ月後
R2	62%	27%	5%	2%	1%	0%	0%	0%	3%	0%
R3	63%	27%	6%	0%	1%	0%	0%	0%	2%	0%
R4	57%	31%	7%	2%	1%	0%	0%	0%	2%	0%

・行方不明者の 88%が当日または翌日に発見されており、98%が 5 日以内に発見されている。

※ﾊﾟｰｾﾝﾄの算出にあたっては不明・不明中を除外。

Q．発見された場所はどこか

図6　発見場所

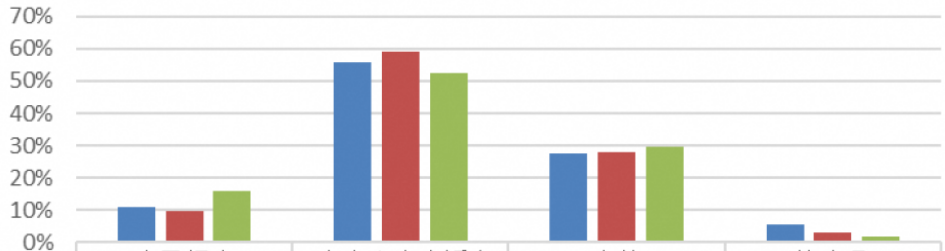

	自己帰宅	市内や自宅近く	市外	他府県
R2	11%	56%	28%	5%
R3	10%	59%	28%	3%
R4	16%	52%	30%	2%

・発見場所については、「市内や自宅近く」での発見が 52%と最も多いが、「市外」や「他府県」で発見されるケースも 32%あった。（他府県で発見 2%（5 件）：兵庫県 2 件、京都府 2 件、和歌山県 1 件）

※ﾊﾟｰｾﾝﾄの算出にあたっては不明を除外。

⇒　島本町認知症高齢者等見守りネットワークの構築

　このような状況を踏まえ、島本町では平成２８年１月から「島本町認知症高齢者等見守りネットワーク事業」（以下、「事業」といいます。）を開始し、協力を了承していただいた機関による認知症高齢者等の日頃の見守りとひとり歩き等により行方不明となった際の捜索を行うことを目的とした見守り体制を構築し、運用しております。

◆島本町認知症高齢者等見守りネットワークのフロー

１　対象者の事前登録

　認知症によるひとり歩きのおそれのある方（以下、「対象者」といいます。）のご家族に事前に対象者の情報をご登録いただきます。※「登録届」を提出

⇩

２　対象者が行方不明となった際にネットワークを活用

　対象者のご家族は、高槻警察署に行方不明者届を出したうえで、島本町認知症高齢者等見守りネットワーク事務局（以下、「事務局」といいます。）に「捜索依頼書」により捜索の依頼をします。

⇩

３　発見協力依頼（事務局→協力機関）

　対象者のご家族から捜索依頼を受けた事務局は、協力機関に対し、「発見協力依頼書」をメールで一斉送信します。なお、メールがない機関については、ＦＡＸでの送信をします。

※協力機関におかれましては、通常の業務の中で、対象者を見かけられましたら声かけ及び保護していただき、速やかに事務局及び高槻警察署にご連絡をお願いします。

⇩

４　発見協力依頼解除（事務局→協力機関）

　対象者が発見・保護されたら事務局は、協力機関対し、「発見協力依頼解除通知書」をメールで（ない場合はＦＡＸで）一斉送信します。

◆事務局について

⇒　当該事業の事務局は、島本町健康福祉部高齢介護課内に置いています。

　なお、ネットワークを３６５日・２４時間体制とするため役場閉庁時は島本町地域包括支援センターが配信業務の窓口を委託により実施します（電話番号等は次ページ参照）。

① 島本町役場高齢介護課（ＴＥＬ：０７５－９６２－２８６４）
… 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の１２月２９日から１月３日を除く）の午前９時から午後５時３０分まで

② 島本町地域包括支援センター（ＴＥＬ：０７５－９６３－２３２３）
… ①以外の日・時間

◆協力機関について

１ 協力機関の登録

現在、公的機関、社会福祉協議会や町内の介護保険事業所（一部高槻市含む）、町内の医療機関・歯科医療機関・薬局、町内に事務所がある民間事業者のうち５２か所の事業所に協力機関としてご登録いただき、事業にご協力いただいています。（令和５年６月末現在）

※ご協力いただける場合は、「登録届兼個人情報に関する誓約書」の提出をお願いします。

※この制度では、原則メールで協力依頼等を一斉送信するシステムを採用しているので、登録は原則メールアドレスでお願いします。
但し、事業所にメールアドレスが無い場合はＦＡＸで登録も可としています。

※メールとＦＡＸ両方に記載のある場合はメールアドレスを優先して使用させていただきます。

２ 協力機関の役割

①日頃の見守り

日常業務の中でひとり歩きが疑われる高齢者等を見かけたときは、声かけをしていただき、声かけにより異変に気づいたときは、速やかに事務局に連絡していただきます。ご連絡をいただきましたら、事前登録されている情報と照合し、登録者であれば事務局からご家族へ連絡をします。（登録者でない場合は、高槻警察署へ通報します。）

※緊急性があると判断したときは、直接、高槻警察署又は島本町消防署へ通報していただきます。その上で事務局にも連絡していただきます。

②ひとり歩き等により行方不明となった際の協力

対象者のご家族から事務局に捜索依頼がありましたら、協力機関のみなさまにメールもしくはＦＡＸで発見協力依頼書等を送付させていただきます。

各協力機関におかれましては、日常業務の中で当該対象者を発見された場合は、速やかに声かけと保護をしていただき、事務局及び高槻警察署にその旨を連絡していただきます。

◆協力機関へのご登録のお願い

当事業は、協力機関のご協力によって成り立つものです。趣旨をご理解のうえ、協力機関にご登録いただきますようお願いいたします。

また、認知症への理解を深めるため、「認知症サポーター」にもなっていただきたいと考えておりますので、そちらの方もご協力お願いいたします。なお、島本町では事業所単位を対象とした出張での認知症サポーター養成講座を実施しております。認知症サポーター養成講座の実施依頼を検討される場合は高齢介護課までご相談ください。

▼問合せ

当事業に関するお問い合わせは、こちらまでお願いします。

島本町 健康福祉部 高齢介護課

ＴＥＬ：０７５－９６２－２８６４・ＦＡＸ：０７５－９６２－５６５２